

都城市立祝吉小学校

いじめ防止基本方針



平成26年3月 作成
令和 2年4月 一部改訂

都城市立祝吉小学校 いじめ防止基本方針

都城市立祝吉小学校

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

今、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的に対応することが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年3月に「都城市いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する「都城市立祝吉小学校いじめ防止基本方針」を定めるものです。

目次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1) いじめの防止	2
(2) いじめの早期発見	2
(3) いじめに対する措置	2
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のための組織	2
2 いじめの防止等に関する措置	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめに対する措置	4
(4) ネット上のいじめへの対応	7
3 その他の留意事項	8
(1) 組織的な指導体制	8
(2) 校内研修の充実	8
(3) 校務の効率化	8
(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
(5) 家庭や地域との連携について	8
(6) 関係機関との連携について	9
4 重大事態への対処	9
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 基本方針の点検と必要に応じた見直し	9
【参考】別紙1～4	

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかりと守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

（1） いじめの防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるこことを目指します。

（2） いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく、早期に発見し、早期の対応に努めます。

（3） いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織（すこやか委員会の設置）

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。

本校では、既に設置している「すこやか委員会（いじめ・不登校等対策委員会）」をもって充てることとします。

なお、毎月末にすこやかカード（生徒指導問題に関する定例報告用紙）を活用し、生徒指導問題（いじめ・不登校・問題行動等）の情報を集約し、いじめ事案等の発生時は緊急にすこやか委員会を開催することとします。

また、祝吉っ子タイムや教育相談週間を設定し、「生活アンケート」や「いじめチェックリスト」による児童の実態把握と理解を行い、教育相談を実施していきます。さら

には、代表委員会や運営委員会を中心とした、児童主体のいじめ根絶に向けた様々な取組を行っていくようになります。

【すこやか委員会（いじめ・不登校等対策委員会）：構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、該当学級担任と該当学年主任

【主な活動内容】

- 教育相談結果の集約・報告及び学校・学年間の情報共有
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の話し合い
- 要配慮児童への支援方針の話し合い
- ※ 本校いじめ防止基本方針の見直し

2 いじめの防止等に関する措置

※ 別紙1：参照

(1) いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 特別活動等での話し合い活動の充実
- ボランティア活動の推進
- 学年・学級単位における「みんなで遊ぶ日」の実施
- 縦割り清掃活動の実施

※ 集団登校での異学年班の編成（地区単位での取組）

(イ) 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合う活動を推進します。

- 学級活動による議題箱の設置

(ウ) いじめの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を、設定します。

- 運営委員会を中心とした、いじめ防止に関する企画の立案、取組内容の全校朝会や校内放送による呼びかけ等の実施
- 児童による学校行事や集会の企画・運営

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 生徒指導の三機能を生かした授業の展開
- 教職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 祝吉っ子タイム、教育相談週間における教育相談の設定
- 「自学ノート」を活用した家庭・児童との連絡体制の充実

(ウ) 全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指します。

- 教科や特別活動、道徳科、総合的な学習の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 情報モラルに関する職員研修会の実施
- 「携帯電話に関する調査（県）」の実施及び家庭への啓発

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- P T A総会での学校の方針説明
- 学校通信等を活用したいじめの防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）の実施

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発するサインを、教職員及び保護者で共有します。

- 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※ 別紙2、3 参照

イ 教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 祝吉っ子タイムでの教育相談、教育相談週間の設定

- いじめの相談窓口（担任：生徒指導部長、生徒指導主事、養護教諭等）の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

- 学校独自のアンケート「生活アンケート」の実施

- 県下一斉のアンケートの実施

エ 「すこやか委員会（いじめ・不登校等対策委員会）」において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつてているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 「すこやかカード」による、月単位での情報集約

- 連絡会、職員研修会議等での情報の共有

- 進級、進学時の情報の確実な引き継ぎ

(3) いじめに対する措置

※ 別紙4 参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、いじめの事実・状況確認等に努め、迅速に対応にあたります。

- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

- いじめの事実について学年主任、生徒指導部長、生徒指導主事等及び管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- いじめの情報を受けた学年主任、生徒指導部長、生徒指導主事等が、いじめを認知した場合は、管理職に速やかに報告し、連絡会やすこやか委員会等で情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに「すこやか委員会」を開き、調査の方針について話し合います。

- 児童の聴き取りに当たっては、担任のみならず、学年主任、生徒指導部長、生徒指導主事等、「すこやか委員会」の委員のほか、児童が話をしやすいよう担当する教職員を選任します。

- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この調査により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があること

を予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 事実関係が把握された時点で、「すこやか委員会」において、指導及び支援の方針を協議します。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時「すこやか委員会」で協議します。
- 全職員で連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- 安全・安心を確保する
- 心のケアを図る
- 今後の対策について、共に考える
- 活動の場等を設定し、認め、励ます
- 温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるようにします。

- じっくりと話を聞く
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行います。

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- 今後の生活の仕方を考えさせる

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- 児童やその保護者の心情に配慮する

- いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのた
には保護者の協力が必要であることを伝える

- 何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添
う態度で臨む

- 管理職が積極的にかかわる

- 市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

いじめられた児童・いじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかつたりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める

- 自分の問題として捉えさせる

- 望ましい人間関係づくりに努める

- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

才 関係機関との連携

- 校長はいじめであると認識した場合は、市教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた児童の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応します。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

力 繼続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると考えます。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長又は「すこやか委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被

害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視していきます。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認するようにします。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するように努めます。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していきます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

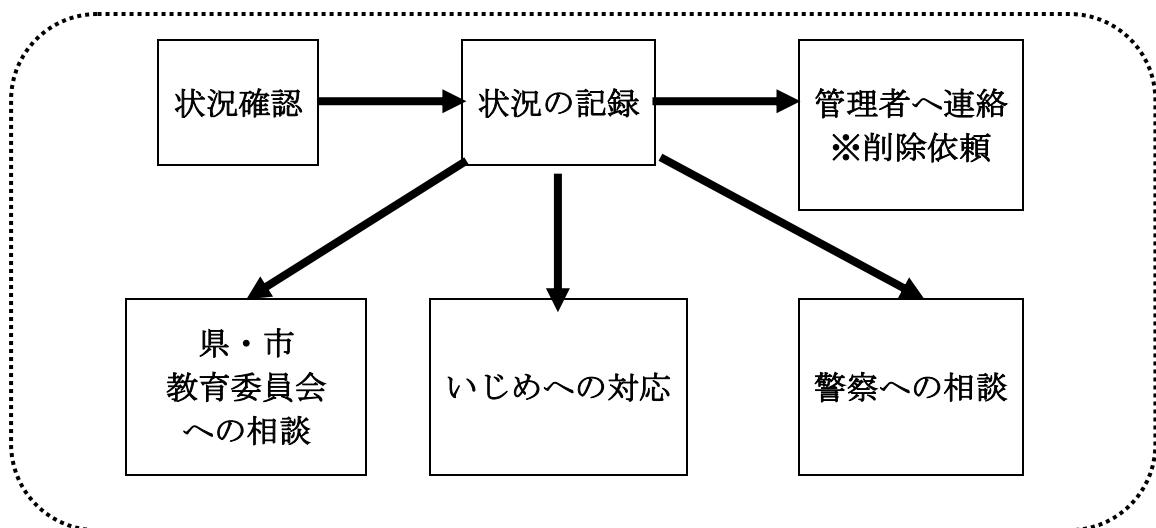
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者が SNS 等のサイトに送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、SNS 等のサイトに特定の児童の個人情報を掲載することなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- 教科や道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童・保護者を対象とした学習会・研修会などを計画し、ネット社会についての学習の場を設定します。
- 情報教育（情報モラル等）に関する職員研修を実施します。
- 携帯電話に関する調査（県）等のアンケートを活用し、実態把握や家庭への啓発を図ります。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、またネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「すこやか委員会」を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 家庭や地域との連携について

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようするため、PTAや学校関係者評価委員等、地域との連携の促進を通して、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

② 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- スクールソーシャルワーカーの活用
- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（都城市いじめ防止対策委員会）に協力することとします。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 児童が自殺を図ろうとした場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合など
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- 年間の欠席が30日程度以上で状況の改善が図られない場合

※ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 学校のいじめ防止基本方針（概要）について、ホームページ上で公表します。